

**新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策に係る
JWTA 車いすテニス再開ガイドライン
—新たな車いすテニス環境に向けて—**

(Ver. 2. 0)

一般社団法人日本車いすテニス協会

【 背景と目的 】

「新型コロナウイルス（以下、COVID-19 という）の感染拡大によって多くのアスリートが社会活動や競技大会参加、さらにはトレーニング活動の自粛を余儀なくされている。世界保健機関（WHO）や国内行政機関による感染拡大阻止のための様々な対策と国民一人一人の努力によって、この感染症はいずれ終息を迎えることが期待されている。ただし、従来の多くの感染症と同様、COVID-19 の終息は極めて緩徐に進むことが予想され、スポーツ活動の再開は段階的なプロセスを経て実施することが望ましい。国内外の医科学的な文献・資料等情報を基にアスリートを中心とした今後の活動に向けた段階的準備プログラムの方針を示し、関係組織（スポーツ庁等）と検討を継続していく」¹⁾

¹⁾ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン（HPS 版）」からの引用（P.13「参考文献」参照）

上記指針を受け、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下、JWTA という）では、NTC 競技別強化拠点（車いすテニス）いづかスポーツ・リゾート（以下、NF 拠点という）における屋内/屋外テニスコートおよびトレーニング室等を安全に利用する為の段階的ガイドラインを以下に策定する。密閉空間、密集場所、密接場面の「三つの密」を生じさせないよう、各段階における適切な対人距離に留意すること、また、手洗い・うがいや消毒等感染症に係る基本対策を徹底することにより、COVID-19 の感染拡大を防止し、車いすテニス選手や関係者が安心安全に車いすテニスに取り組める環境整備を目的とする。また、NF 拠点を利用しての強化合宿等の開催、および海外遠征等に係るガイドラインは、別途設けることとする。

本ガイドラインでは、NF 拠点到特化した手順やルールを示しているが、全国各地域においても、各地特有の条件や制限等を加味した上でぜひご適用いただき、車いすテニス活動が安全・活発に再開されるよう切に願うものである。

尚、本ガイドラインは、国・都道府県・スポーツ庁・JSC・JOC・JPC・HPSC・NTC からの情報更新に伴い、随時改定するものとする。

＜バージョン管理＞ 改定履歴を記載し、改定部分にアンダーラインを施す

バージョン	日 付	作成・改定者	修正・変更点
1.0	20200605	JWTA 強化本部	全体
1.1	20200612	JWTA 強化本部	表 1 体調管理 Phase5 修正、P8 および P10 追記
2.0	20200703	JWTA 強化本部	表 1、P2、P8、P9 および P11 追記

軽微な改定： 小数点に 1 を加算 例) 1.0 → 1.1

大規模な改定： 整数に 1 を加算 例) 1.0 → 2.0

【 目次 】

1. NTC 競技別強化拠点（車いすテニス）いづかスポーツ・リゾート利用（屋内／屋外 テニスコート・トレーニング室）における段階的ルール	P4
2. いづかスポーツ・リゾート利用における感染予防のための手順とルール	P6
3. 屋内／屋外テニスコートにおける感染予防のための手順とルール	P9
4. トレーニング室における感染予防のための手順とルール	P11
5. 新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合の対処	P12
6. 参考文献	P13

1. NTC 競技別強化拠点（車いすテニス）いづかスポーツ・リゾート利用（屋内／屋外 テニスコート・トレーニング室）における段階的ルール

●各 Phase の考え方（P5「表 1」参照）

考慮すべき項目として、COVID-19 の感染拡大状況に伴う警戒レベル（Alert Level）と練習再開の段階（Phase）を区別する必要がある。Alert Level は 以下 3 段階とする。

A：緊急事態宣言（特定地域指定）が出されている時期

B：緊急事態宣言は解除されたが、引き続き警戒が必要な時期

C：新しい生活様式を踏まえた通常状態

上記に沿って、練習再開の Phase を、以下 5 段階とする。

Phase	概要
Phase1	ホームエクササイズや屋外のジョギング等、個人トレーニングの時期
Phase2	屋内外のテニスコート施設を最小人数で利用、また屋内のトレーニング室は最小人数で利用、かつ共用の設備や機器は十分な感染予防対策を行って使用する時期
Phase3	屋内外のテニスコート施設を限られた人数で利用、また共有の設備や機器を使用したトレーニングを実施するが、選手同士の接触は開始しない時期
Phase4	屋内外のテニスコート施設を限られた人数で利用、また選手同士の接触を伴うトレーニングを実施し始める時期
Phase5	通常のトレーニング時期

表1 JWTA車いすテニス再開ガイドライン NF拠点(いづかスポーツ・リゾート)における各Phase の考え方

Alert Level	A：緊急事態宣言	B:緊急事態宣言は解除されたが、引き続き警戒が必要な時期			C:新しい生活様式
Phaseの段階	Phase1	Phase2	Phase3	Phase4	Phase5
体調管理	JWTA所定の体温記録表提出 (利用日より遡って2週間以内に問題がある場合は、コート・トレーニング室ともに利用不可)				体温記録表提出は不要 検温等体調管理記録は継続
屋内／屋外コート	原則使用禁止	■屋内コートでは換気を十分に考慮する(原則開け放し。あるいは20分に1回程度の換気) ■屋外/屋内ともに「選手+スタッフで2名以内/1面」を推奨 ■コート内は水分補給以外の飲食NG	■屋内コートでは換気を十分に考慮する(原則開け放し。あるいは20分に1回程度の換気) ■屋外/屋内ともに「選手+スタッフで2名以内/半面」かつ「4名以内/1面」を推奨 ■コート内は水分補給以外の飲食NG	■屋内コートでは換気を十分に考慮する(原則開け放し。あるいは20分に1回程度の換気) ■屋外/屋内ともに「選手2名以内+スタッフ1名以内/半面」かつ「6名以内/1面」を推奨 ■コート内は水分補給以外の飲食NG	通常のテニスコート環境 (感染予防ルール厳守)
トレーニング室	原則使用禁止	■同時に入室可能な人数は5名以内とする ■水分補給以外の飲食NG	■同時に入室可能な人数は10名以内とする ■水分補給以外の飲食NG		通常のトレーニング環境 (感染予防ルール厳守)
トレーニングの方法・種類	■個人トレーニング ■ホームエクササイズ ■混雑していない屋外でのラン等	■ミニテニスから徐々に ■チェアトレーニング ■有酸素運動の練習への取り入れ推奨	■接触を伴うペアトレーニングは不可 ■クイックネスのチェアスキルの練習への取り入れ推奨	■接触のあるペアトレーニング・チームトレーニングも可(6名以内) ■バリスティックなトレーニングも可	通常のトレーニング (感染予防ルール厳守)
移動	原則禁止	■原則公共交通機関の利用は禁止 ■原則自動車・徒歩移動が主体	■公共交通機関の利用は飛行機のみ可能(ただし十分な感染予防を講じること) ■空港までの移動含め、原則自動車移動(合宿時NFによる送迎あり)	■自動車・徒歩等の移動が主体 ■飛行機以外の公共交通機関の利用も可能(ただし十分な感染予防を講じること)	通常の移動環境 (感染予防ルール厳守)
宿泊	原則禁止	■原則宿泊を伴わない日帰り利用とする(ただし指導者はこの限りではない)	■遠方からの利用者・移動困難者は宿泊可(ただしシングルユースのみ)	■遠方からの利用者・移動困難者は宿泊可(ルームシェアも可能)	通常の宿泊環境 (感染予防ルール厳守)
食事	原則禁止	■各自持参による必要最低限の補食は可能 ■他者と対面にならないよう場所を考慮	■施設内店舗利用も可能		通常の食事環境 (感染予防ルール厳守)
会議	原則禁止	■屋内での会議は原則禁止(トレーニング室・多目的室ともに)	■トレーニング室利用の場合：10名以内 ■多目的室利用の場合：30名以内 ■換気を十分に考慮する(原則開け放し。あるいは20分に1回程度の換気)		通常の会議環境 (感染予防ルール厳守)

<注意事項>

- 各Phaseから次Phaseへの移行は、日本政府ならびに飯塚市による諸対策や発信等を総合的に判断しNFにより決定する(ただし、各Phaseは最短でも2週間程度は維持するものとする)
- 常に一定の対人距離(2m以上)を保持するよう留意すること
- 上記以外については、NF拠点(いづかスポーツ・リゾート)の利用ガイドライン(7/1以降に発表予定)を遵守すること

2. いづかスポーツ・リゾート利用における感染予防のための手順とルール

●施設利用の手順

- 1) NF 拠点再開前に、強化指定選手・次世代育成強化指定選手・強化スタッフ（NF スタッフならびにパーソナルコーチを含む）に対し、感染予防対策に係る説明文書を JWTA より送付する。各自、対策内容を十分に理解し、自署による同意書提出をもって、利用可能とする（同意書未提出の場合は利用不可）
- 2) JWTA 提示の感染予防対策が守られていない場合、他の利用者の安全を確保する等の観点から、テニスコートならびにトレーニング室の利用を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを合わせて周知するものとする
- 3) 強化指定選手・次世代育成強化指定選手・強化スタッフ（NF スタッフならびにパーソナルコーチを含む）は、NF 拠点利用予定の有無にかかわらず、毎日朝晩 2 回（できれば起床後と就寝前を推奨）体温と体調を記録すること（※体温記録表は別添）

※体調確認の Phase は下記の通りとする

Phase	体調確認
Phase1	JWTA 所定の体温記録表提出 利用前 2 週間分：強化指定選手/次世代育成強化指定選手/ナショナルコーチ/ パーソナルコーチ/ナショナルスタッフ 含む
Phase2	JWTA 所定の体温記録表提出 利用前 2 週間分：強化指定選手/次世代育成強化指定選手/ナショナルコーチ/ パーソナルコーチ/ナショナルスタッフ/サポートスタッフ 含む
Phase3～4	JWTA 所定の体温記録表提出 利用前 2 週間分：強化指定選手/次世代育成強化指定選手/ナショナルコーチ/ パーソナルコーチ/ナショナルスタッフ/サポートスタッフ/ヒッティング 含む
Phase5	体温記録表の提出の必要は無いが、記録としての検温・体調管理は継続する

※所定の体温記録表の提出がなければ、NF 拠点利用は不可とする

- 4) また、体温・体調の記録と同時に、下記に該当する項目が無いのかも確認すること
尚、NF 拠点利用日の過去 2 週間に該当項目がある場合は、利用を認めない

※利用前 2 週間における以下の症状の有無

- ① 発熱（平熱を超える、または 37.5 度以上）、咳、喉の痛みなどの風邪症状、だるさ、息苦しさ（呼吸困難）、味覚や嗅覚の異常、体が重く感じる、疲れ易い等
- ② 発熱や咳・咽頭痛
- ③ 新型コロナウイルス陽性感染者との濃厚接触の有無
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいるか
- ⑤ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、

地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- 5) NF 拠点利用に係る体温記録表は、利用日の前日 16 時までに JWTA オフィスメール (office@jwta.jp) 宛に提出すること
- 6) 体温記録表は電子上での管理とし、利用者から提出された各体温記録表は JISS share 上のフォルダ内で管理するものとする（味の素 NTC は中澤、NF 拠点は馬場の管理とする）
- 7) 利用者名簿、利用者の過去 2 週間の体温記録表は NF にて最低 1 ヶ月以上保存し、万が一感染が生じた際にはいつでも確認できる状態としておく
- 8) NF スタッフへの報告について
 - ※NF 拠点利用日前 2 週間ならびに利用後 2 週間以内に体調不良があった場合、すぐに NF スタッフに報告すること
（岩崎・中澤・三浦・遠藤・蛭江・増田・馬場・塚本のうち 1 名）
 - ※2 週間以内に NF 拠点利用の予定がない場合は、体調不良が 2 日以上継続した時点で NF スタッフに報告すること
（岩崎・中澤・三浦・遠藤・蛭江・増田・馬場・塚本のうち 1 名）
- 9) 報告を受けた NF スタッフは、NF 内で情報を即座に共有すること（個人情報に留意すること）
- 10) NF 拠点利用後に新型コロナウイルス感染が発覚した場合には、濃厚接触者有無を含め、速やかに各拠点責任者まで申し出ること（本ガイドライン P12「5. 新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合の対処」参照）
- 11) NF 管理体制として、トレーニング室を利用した日は、トレーニング室の床を 1 日 1 回、少なくとも翌日には清掃できる状態にしておく

●NF 拠点までの移動

- 1) 自宅や滞在先から NF 拠点への移動については、段階的ルール (P5「表 1」) 参照のこと
- 2) 公共交通機関利用に関しては、Phase3 以降、順次可能とする (P5「表 1」参照)
尚、公共交通機関利用の際には、混雑時の時間帯を極力避けるよう留意すること
- 3) 移動中は、必ずマスクを着用すること

●NF 拠点利用の流れ

- 1) NF 拠点利用当日は、受付にて体温を測定するとともに、利用者名簿に日付・時間・体温等を記入すること（入退出時刻双方を記入すること：濃厚接触者判断のため）
→体調不良、37.5 度以上の発熱がある場合は、速やかに NF スタッフ（岩崎・中澤・三浦・遠藤・蛭江・増田・馬場・塚本のうち 1 名）に連絡をし、利用を中止すること
- 2) 体温測定にて問題がなければ、受付にて物品消毒用の使い捨て手袋 (P9「3-4」) および P11「4-8」参照) を受け取り、手指（車いす使用者はハンドリムも）消毒後、利用を開始する

※基礎疾患の関係で、手袋を口で着脱する必要がある選手においては、原則手袋を着用せず、物品消毒後に必ず手を洗うか、消毒をすること。どうしても手袋着用が必要な場合は着用前後に手袋の消毒も行い、衛生管理に気を付けると同時にこまめにうがいをする。

●手洗いについて

- 1) トレーニング前後、またシャワールームへの出入りの前には手洗いを行うこと
- 2) 手洗いは、ポンプ式石鹸を使用し、30 秒以上行うこと
- 3) 手を拭く際には、ペーパータオルまたは自身で持参したタオルを用いること。（濡れた手でドアノブに触らない、タオルの共有は避ける、乾燥式の機械の使用は推奨しない）
- 4) トイレを利用する際には、対人距離に気をつけること
- 5) 手に麻痺のある選手は、手洗いが頻回になることや、アルコールの影響により、手荒れの可能性がより高い。ハンドクリーム等を積極的に使用し、手に傷口を作らないよう注意すること

●更衣について

- 1) 更衣に関しては原則自宅や宿泊先の個室で済ませること
- 2) 屋外のシャワールームを利用する場合は、入室前に手洗いをし、1 名ずつの入室とする。また、利用後はドアノブ、シャワーなど接触の多い部分を利用者自身で消毒すること。NF 拠点テニスコート受付に消毒用ワイプおよび消毒液を常備しておくが、消毒液は原則各自持参することとする
- 3) シャワールームの換気扇は常に回しておくこと、また利用後は、窓やドアは開けたままにし、換気に留意すること

●心理面における注意事項

- 1) 本格的な練習・トレーニングの再開に伴い、最初から高いモチベーションや強い意気込みで臨む等、気持ちばかりが先行しがちな状況ではあるが、怪我を防ぐ為にも焦らず、無理をせず少しずつ行うこと
- 2) 活動自粛中は環境や場所によりそれぞれ活動の質や量が異なる。他の人と比較せず自分のペースで練習を再開すること
- 3) 活動自粛からの再開時、やる気が出ないことや、気持ちがついていけないことなど、自分の気持ちに変化を感じた際には、相談しやすい NF スタッフまたは P コーチなどに相談すること（守秘義務は遵守する）
- 4) HPSC ホームページにも心理面における様々な対処法が記載されているので、参照すること

(参照)

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/news/httpswww.jpnsportgo.jp/hpsc/fathlete/tabid/696/Default.aspx#psychology>

●栄養面における注意事項

1) テニス・トレーニングの開始時、以下3点を確認すること

・食事摂取、水分補給がなされているか

・補食の準備はできているか

・水分補給の準備はできているか

2) トレーニング後に身体に疲れを残さないため、リカバリーできる食事内容を意識すること

3) HPSC ホームページ臨時特設サイトでも様々な栄養に関する情報が公開されているので、積極的に参照すること

(参照)

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/news/httpswww.jpnsportgo.jp/hpsc/fathlete/tabid/696/Default.aspx#psychology>

3. 屋内／屋外テニスコートにおける感染予防のための手順とルール

●テニスコート利用の手順

- 1) 屋内外コートにおける利用制限人数は各 Phase により異なる（P5「表 1」参照）。また、対人距離（2m 以上）を保つこと。また、室内コートは可能な範囲で換気を行う
- 2) 出入り口ならびにコート内での移動の際には、近くで交差しない様、対人距離に気をつけること
- 3) コート内のベンチは、対人距離を保つことを基本とし利用可とする
- 4) 練習終了後は、ベンチ・ツール・ボールかご・ボールキャスター等を消毒すること
消毒の際には、マスク及び手袋の着用を徹底すること（使い捨て手袋は受付（体温測定）時に配布する）
- 5) 練習前後等、コーチや練習相手との握手やハイタッチ等の身体接触は禁止とする
- 6) 練習中以外は、必ずマスクを着用すること
- 7) 良好な衛生状態を維持し、可能な限り様々なツールの表面に触れないこと
- 8) トイレ・更衣室の使用前後、また、手すり等の表面に触れた後など、定期的に手を洗い、消毒すること（消毒液は原則各自持参）
- 9) Phase4 までは、コート外からの取材のみ可とし、屋内外ともに NF 拠点内での対面形式による個人取材ならびに囲み取材は不可とする

●練習前のルール

- 1) 車いす使用者は、コートに入る前に、タイヤのふき取りとハンドリムの消毒をすること
また、立位者およびスタッフは、コートに入る前に、外履シューズから練習用シューズに履き替えること
- 2) ベンチ使用においては、複数人での共有は避け、ラケットバッグ等を置く場合も一定の距離を保つように留意する
- 3) ボールおよびボールかごは、各自持参すること
※Phase2 では、ボールの共有を避け、各自持参したボールのみを使用、ボールかご使用は不可
Phase3 以降では、ボールかご使用ならびに練習グループによる同一コート上でのボールの共有を可能とする

●練習中のルール

- 1) ウォーミングアップは、相手コートには侵入せずに、自陣のコートにて行うこと
- 2) 基本的にストレッチマットは持参し、使用前に選手自身で消毒をすること。施設のストレッチマットを利用する場合は消毒を実施した上で、各自のタオルで顔周辺を覆いながら利用する事を推奨する

- 3) 飛沫防止の観点から、トレーニング中に不要な私語や大きな声を出すことは避けること
- 4) 飲み物、タオル等の他人との共有は禁止とする
※ドリンクの冷却についても個人にて準備・管理を行うこと
- 5) 練習中でも頻繁に手指のアルコール消毒を行うこと
- 6) 汗を拭いたウェットティッシュ・タオル等のゴミは、ビニール袋等に入れ、密封に縛った状態で、各自持ち帰ること
- 7) ラケットをテーピングで固定する必要がある選手は、テーピングは個人のものを使用し、他人と共有しないこと
- 8) 基礎疾患の関係上、ハサミやテーピングを口で操作する選手は、個人の道具を使用し、衛生管理に気をつけると同時に、こまめにうがいをする

●練習後のルール

- 1) クールダウンは、相手コートには侵入せずに、自陣のコートにて行うこと
基本的にストレッチマットは持参し、使用前に選手自身で消毒をすること。施設のストレッチマットを利用する場合は消毒を実施した上で、各自のタオルで顔周辺を覆いながら利用する事を推奨する
- 2) ペットボトル、使用後のテーピング等のゴミは、各自で持ち帰ること
- 3) 車いす使用者は、練習後コートを出る時にタイヤをふき取り、ハンドリムを消毒する
- 4) 車いすと同様に、杖、義手や義足等の補装具使用者においても練習後、特に他人との接触が生じた補装具の部位の消毒を念入りに行うこと

●味の素 NTC テニスコートの利用について

- 1) 味の素 NTC テニスコートの利用に関しては、公益財団法人日本テニス協会ガイドラインに準ずることとする。

4. トレーニング室における感染予防のための手順とルール

●トレーニング室利用当日の対応

- 1) トレーニング室出入り口には、手指消毒剤を設置するものとし、入室前に必ず消毒すること（車いす利用者は、入室の際、タイヤ・ハンドリムも併せて消毒すること）
- 2) 事前配布し同意済みの遵守事項が守られているかどうか、NF スタッフが定期的にトレーニング室を巡回するものとする（強化合宿時）
- 3) トレーニング室内で会話する際にはマスクを着用する事（トレーニング中は着用しなくても良い）
- 4) トレーニング前後にはポンプ式石鹸で手洗いを行うこと（30 秒以上の手洗い）
- 5) トレーニング室内で大きな声を出したり、叫んだりしないこと、また唾や痰を吐く行為は避けること
- 6) 選手に対応する NF スタッフは常時マスクの着用を必須とする
- 7) トレーニング室利用に係る人数制限は Phase によって変更していくものとする（P5「表 1」参照）
- 8) トレーニング室内の利用者が触れる場所、スポーツ用具は使用毎に除菌シート（次亜塩素酸水、アルコール配合液など）を使い清潔を保つこと（特にトレーニング用マットや利用頻度の高いトレーニング機器）
※消毒の際には、マスク及び手袋の着用を徹底すること（使い捨て手袋は受付（体温測定）時に配布する）
- 9) トレーニング強度の高い場合は、呼吸が激しくなるため、通常よりもさらに距離を空けること
- 10) トレーニング室が密閉された空間となることを防ぐため、必要十分な換気を徹底する
※1 時間あたりの空気の入れ替え回数 → 3 回以上を目安とする
※可能であればトレーニングルームの窓は常に解放しておく
- 11) 隣り合わせのトレーニング機器を同時に使用しないようにし、利用者間で使用の順番を考慮すること

●トレーニング室内での飲食、ゴミの廃棄について

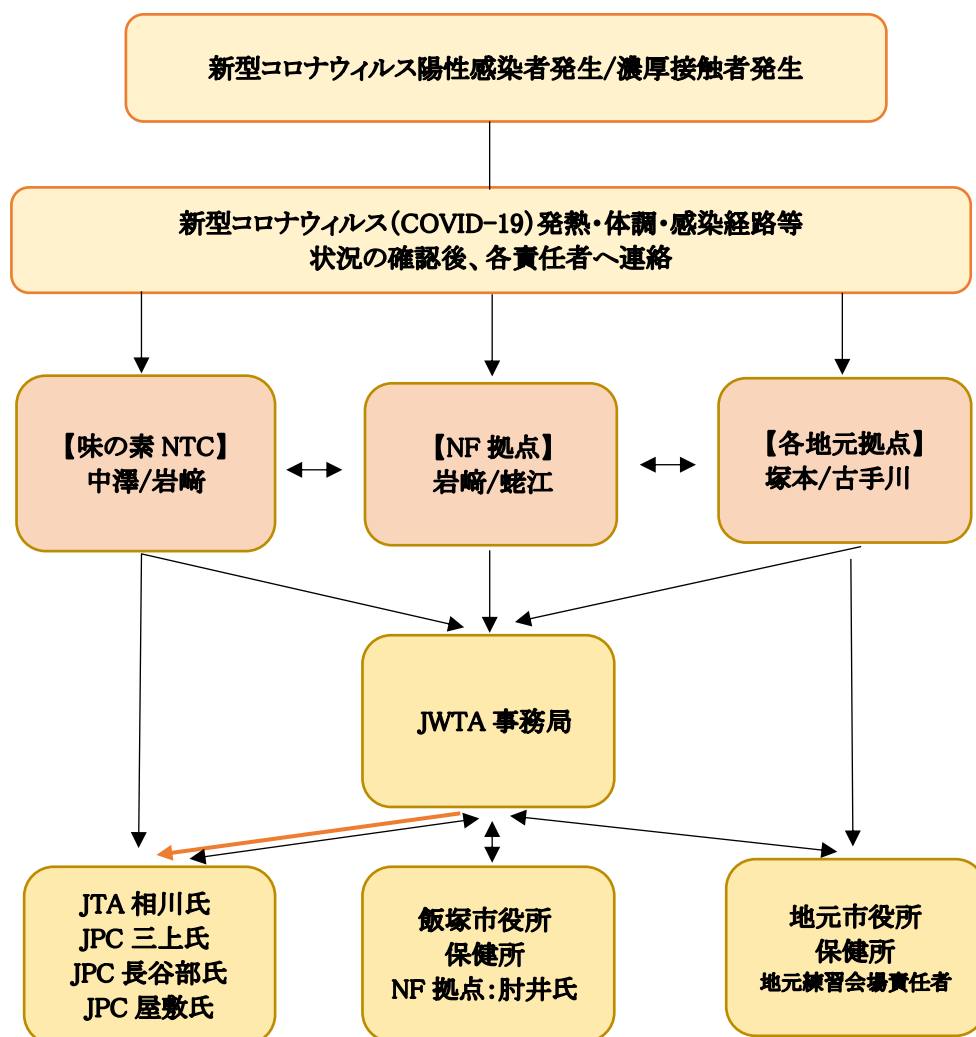
- 1) トレーニング室内での食事は Phase5 になるまでの期間、禁止とする
- 2) 開封したペットボトルは他人の物との入れ替わりを防ぐため、必ず油性ペンで名前を記入すること
- 3) ゴミはビニール袋等に入れ、密封に縛った状態で、基本的に各自持ち帰ること。特に、鼻水や唾液などが付いたゴミの取扱いには十分に注意すること
- 4) マスクや手袋を脱いだ後は、必ずポンプ式石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する

5. 新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合の対処

＜新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合の対応手順＞

- ① 飯塚市役所、保健所、NF 拠点へ報告（求められる情報の速やかな開示）
- ② 濃厚接触者、接触者のリストアップ
- ③ 保健所の指示を仰ぎ、早い段階で NF 拠点の閉鎖が決定した場合、関係者への即時周知
- ④ 同時間帯の利用選手、スタッフへの連絡
- ⑤ 行政に対する関連者リスト提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表手順などの具体化
- ⑥ 施設汚染発生時の専門業者による施設消毒を想定し、既存取引先・地域の業者への連絡（NF 自体が対応するのか、NF 拠点の運営側が対応するのかにより対応が異なる）

●新型コロナウイルス陽性感染者/濃厚接触者が発生した場合の緊急連絡経路



6. 参考文献

- 1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン

（HPSC 版）

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/katudousaikaiguide.pdf>

- 2) JTA 今後の活動（味の素 NTC 活用）に向けたガイドライン

<https://www.jsad.or.jp/paralympic/news/パラアスリートのための新型コロナウイルス感染症予防について.pdf>

- 3) スポーツ庁ホームページ（スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- 4) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ大会等の再開に向けた感染予防ガイドライン

https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html

- 5) 一般社団法人日本フィットネス産業協会 フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイド

https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/corona_rule_b_06.pdf